

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：下条上組棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

【旧下条村】

下条上組棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- ・上組棚田において令和 11 年度まで耕作放棄率 0 %を維持する。

イ 生産性の向上

- ・農道の法面に防草シートを 270 m²設置する。
- ・水路の蓋掛けを 1,000m実施する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 良好な景観の形成

- ・上組棚田において、下条公民館上組分館敷地内に石製のテーブル、椅子及び敷地内の歩道を整備する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田を観光資源とした地域振興

- ・下条上組棚田において、下条公民館上組分館及び上新田分館・八木節同好会と連携し、交流人口の増加を目指して、棚田ウォーキングと地域の魅力を発信するイベントを継続して開催する。（参加者目標：令和 7 年度 35 名以上、令和 8 年度 40 名以上、令和 9 年度 45 名以上、令和 10、11 年度各 50 名以上）

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- ・上組棚田において耕作放棄率 0 %を維持するために、農業法人や認定農業者と

連携して耕作放棄防止の取り組みを継続する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 良好な景観の形成

- ・下条上組棚田において、原集落との協議を進めながら、公民館上組分館敷地内に石のテーブル、椅子及び歩道の整備を行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田を観光資源とした地域振興

- ・下条上組棚田において、下条公民館上組分館及び上新田分館・八木節同好会と連携し、交流人口の増加を目指して、棚田ウォーキングと地域の魅力を発信するイベントを継続して開催する。（参加者目標：令和7年度35名以上、令和8年度40名以上、令和9年度45名以上、令和10、11年度各50名以上）

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

下条上組棚田地域振興協議会は十日町市、中山間地直接支払制度上組集落役員で構成
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項